

小規模事業者持続化補助金 コロナ特別対応型【第5回】

追加募集!

策定した(する)「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等(生産性向上)のための取組に補助金が利用できます。

経営計画書に記載する事項

- ①事業概要(自社の概要や市場動向、経営方針等を記載)
- ②新型コロナウイルス感染症による影響(売上減少等の状況について記載)
- ③今回の申請計画で取り組む内容
- ④新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための取組の中で、本補助金が経営上にもたらす効果

<補助額>

上限100万円

事業再開枠：上限50万円

<補助率>

- ①コロナ特別対応型(A)：2/3
- ②コロナ特別対応型(B・C)：3/4

☆事業再開枠(定額)

※A~Cの詳細、事業再開枠については裏面参照

別紙「事業計画策定セミナー」
(11月10日、17日、24日、27日)
にご参加下さい。
スムーズに補助金申請ができます。

応募締切 12月10日(木) ※本補助金は、給付金ではありませんので、審査があり、不採択になる場合があります。補助事業遂行の際には、自己負担が必要となり、原則後払いです。

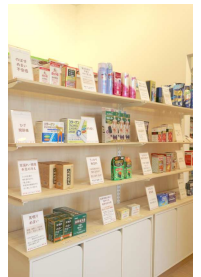
当商工会職員が支援します。遅くとも11月13日(金)までにご連絡下さい。

補助対象となり得る地道な販路開拓等(生産性向上)の取組は、下に記載のとおりですが、補助対象経費の6分の1以上は、次のいずれかの要件を満たす事業でなければなりません。(裏面参照)

- A：サプライチェーンの毀損への対応(顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと)
- B：非対面型ビジネスモデルへの転換(非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと)
- C：テレワーク環境の整備(従業員等がテレワークを実践できるような環境を整備すること)

地道な販路開拓等(生産性向上)の取組とは

- ・本補助金事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓や売上拡大の取組を支援するものです。
- ・開拓する販路として対象とすることができる市場の範囲は、日本国内に限らず海外市場も含むことができるものとします。また、消費者向け、企業向け取引のいずれも対象となります。
- ・開業したばかりの事業者が行う、集客・店舗認知度向上のためのオープンイベント等の取組も対象となります。
- ・本事業の完了後、概ね1年以内に売上げにつながるが見込まれる事業活動(=早期に市場取引の達成が見込まれる事業活動)とします。



新規顧客獲得のための改装費用

<補助対象となり得る販路開拓等(生産性向上)の取組事例>

- ・新商品を陳列するための棚の購入
- ・新たな販促用チラシの作成、送付
- ・新たな販促用PR(マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告)
- ・新たな販促品の調達、配布
- ・ネット販売システムの構築
- ・国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加
- ・新商品の開発・新商品の開発にあたって必要な図書の購入
- ・新たな販促用チラシのポスティング・国内外での商品PRイベントの実施
- ・ブランディングの専門家から新商品開発に向けた指導、助言
- ・新商品開発にともなう成分分析の依頼
- ・店舗改装(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。)
※「不動産の購入・取得」に該当するものは不可



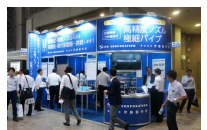
商品PRのための看板、のぼり製作費用



新規顧客獲得のためのチラシ作成と配布費用



商品PRのためのホームページ製作費用



販路開拓の展示会出展費用



新商品開発等のための機械購入費用

太田市新田商工会 尾島支所 ☎0276-52-0334

☎0276-57-3535 藪塚支所 ☎0277-78-2909

コロナ特別対応枠

<取組事例>

【「A：サプライチェーンの毀損への対応」の取組事例イメージ】

- ・外部からの部品調達が困難であるため、内製化するための設備投資
- ・製品の供給を継続するための投資
- ・コロナの影響により、生産体制を強化するための設備投資
- ・他社が営業停止になったことに伴い、新たな製品の生産要請に応えるための投資

【「B：非対面型ビジネスモデルへの転換」の取組事例イメージ】

- ・店舗販売をしている事業者が、新たにEC販売に取り組むための投資
- ・店舗でサービスを提供している事業者が、新たにVR等を活用してサービスを提供するための投資
- ・有人で窓口対応している事業者が、無人で対応するための設備投資
- ・有人でレジ対応をしている事業者が、無人で対応するための設備投資
- ・非対面型・非接触型の接客に移行するために行うキャッシュレス決済端末の導入
- ・デリバリーを開始するための設備投資（宅配用バイク等）
- ・テイクアウト用メニューの試作開発費
- ・テイクアウトを行うために必要なホームページの改修費
※単に認知度向上のためのホームページ開設は、対象になりません。
- ・テイクアウトサービスの提供の周知を図るためのポスティング用チラシの作成費用

【「C：テレワーク環境の整備」の取組事例イメージ】

- ・WEB会議システムの導入
- ・クラウドサービスの導入

事業再開枠について（単独での申請はできません）

【「事業再開枠：感染防止対策」の取組事例イメージ】

- 消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入、消毒作業の外注、消毒液・アルコール液の購入
 - マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入
 - 清掃作業の外注、手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入
 - アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカークの購入、施工
 - 換気設備（換気扇、空気清浄機等）の購入、施工
 - クリーニングの外注、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入、従業員指導等のための専門家活用、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入
 - ポスター、チラシの外注・印刷費（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるものに限る）
- ※消耗品（下線）は、2020年5月14日以降補助対象期限までに購入及び使用したものに限り、なお、「受払簿（任意様式）」等によって、購入日、購入量、使用日、使用量を管理する必要があります。

<補助対象経費>

（1）補助対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②2020年5月14日以降に発生し対象期間中に支払、使用等が完了した経費
- ③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

（2）補助対象となる経費について

補助対象となる経費は、補助事業期間中に発生する、感染防止対策の取組に要する費用の支出に限られます。補助事業実施期間中に実際に使用し、感染防止対策の取組をしたという実績報告が必要となります。ただし、今回の公募においては、特例として、2020年5月14日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認められます。

◆本補助金は、給付金ではありませんので、審査があり、不採択になる場合があります。補助事業遂行の際には、自己負担が必要となり、原則後払いです。

◆事業再開枠は単独では利用できません。